

○内閣府令第四十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条、第四十五条の二第一項及び第五項、第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項、第八十九条第三項、第九十条第八項、第九十三条第三項、第九十四条第三項、第九十六条の二、第九十七条第四項（同法第百条の二第三項において準用する場合を含む。）、第一百条第三項、第一百一条の七第一項、第二項、第四項及び第五項、第一百二条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百三条第六項、第一百四条の三第九項、第一百四条の四第七項、第一百六条、第一百七条の七第一項及び第四項、第一百八条の二第一項、第一百四条の六並びに第一百四条の七、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十二条の三第二項、第三十二条の三の二第二項、第三十五条第二項第一号ロ並びに第三項第一号及び第二号、第四十一条の四第四項並びに第四十三条第一項並びに道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号。以下「改正政令」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第三十二条の三の二第一項及び改正政令附則第七条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第三十五条第三項第三号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。